

前橋市文化協会会則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、前橋市文化協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、前橋市民文化会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は各種文化団体の連絡調整を行うとともに、その活動の発展に努め、市民の文化意識の高揚及び芸術文化の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化に関する諸事業の実施
- (2) 文化に関する調査、研究及びその成果の発表
- (3) 会報及び図書の発行
- (4) 顕彰及び奨励
- (5) その他本会の目的達成のため必要と認める事項

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する文化団体
- (2) 賛助会員 本会の目的、事業に賛同し、後援する個人及び団体

(入会)

第6条 本会の正会員になろうとするものは、会長に入会を申し出、理事会の承認を受けるものとする。

2 賛助会員は本会の目的、事業に賛同し、別に定める会費を納入した個人及び団体を会員とする。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする会員は、退会届を会長に提出するものとする。

2 会長は、本会の会員が会員として不適当と認めたときは、理事会にはかり、退会させることができる。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

2 会長1名、副会長若干名、常任理事及び理事は各部会及び支部より各1名、書記、会計及び監事については若干名とする。

(役員を選任)

第9条 会長、副会長及び監事は、総会で選出する。

2 理事は、部会の代表者及び理事会の議を経て会長が委嘱する学識経験者をもってこれにあてる。

3 常任理事は、理事の互選により定める。

4 書記及び会計は会長が指名する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、会務の企画運営にあたる。

4 理事は、理事会に参画し、本会の重要事項を審議する。

5 書記は、本会の庶務を、会計は本会の会計をつかさどる。

6 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問の中から理事会の推薦により名誉会長を置くことができる。

4 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。

5 参与は、会議に出席して、意見を述べるすることができる。

第5章 総会

(総会)

第13条 総会は、正会員たる団体の代表者をもって構成し、過半数の出席により成立する。

2 総会は、年1回開催し、会長が招集する。ただし、必要がある場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 総会は、次に掲げる事項を決定する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の制定、改廃に関すること。

(4) その他、重要な事項

第6章 本部役員会、常任理事会及び理事会

(本部役員会)

第14条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計及び監事をもって構成し、会長が招集する。

2 本部役員会は次の事項を協議する。

(1) 理事会及び常任理事会に付議する事項

(2) 理事会及び常任理事会より委任された事項

(3) 会務の執行及び運営について会長が必要と認める事項

3 本部役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、常任理事及び本部役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 常任理事会は、会務の執行及び運営につき重要事項を調査審議する。

3 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会)

第 16 条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、書記、会計及び監事をもって構成し、会長が招集する。

2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべきこと。
- (2) 総会において委任されたこと。
- (3) 総会の議決を要しない会務執行に関すること。
- (4) 特に緊急を要する執行に関すること。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 7 章 部会、支部及び専門委員会

(部会)

第 17 条 本会は、正会員を部門別に組織し、部会を置く。

2 部会の設定及び運営について細則により定める。

(支部)

第 18 条 当分の間、本会に支部を置く。

2 支部の設定及び運営について細則により定める。

(専門委員会)

第 19 条 本会は、必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の設定及び運営について細則により定める。

第 8 章 会計

(会計)

第 20 条 本会の経費は、会費、補助金、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費については、細則により定める。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 補則

(補則)

第 22 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和 56 年 11 月 3 日から施行する。
- 2 平成 5 年 4 月 27 日一部改正
- 3 平成 13 年 4 月 19 日一部改正
- 4 平成 14 年 4 月 18 日一部改正
- 5 平成 16 年 11 月 16 日一部改正
- 6 平成 19 年 4 月 24 日一部改正
- 7 平成 26 年 4 月 11 日一部改正
- 8 平成 28 年 4 月 11 日一部改正
- 9 平成 31 年 4 月 25 日一部改正